

函 市 民

令和5年(2023年)1月12日

民生常任委員会委員 各位

市 民 部 長

参考資料の配付について

このことについて、函館市持続可能な町会運営に関する検討委員会から、持続可能な町会運営に転換するために必要な取組や支援等について、検討したとりまとめが提出されましたので、参考に配付いたします。

記

配付資料：持続可能な町会運営に関する検討委員会とりまとめ

(市民・男女共同参画課)

持続可能な町会運営に関する検討委員会
とりまとめ

函館市持続可能な町会運営に関する検討委員会

令和5年（2023年）1月

目 次

1	検討の背景と趣旨	1
	(1) 町会の現状と課題	1
	(2) 市の取組	1
	(3) 課題の深刻化	1
	(4) 本書の趣旨	2
2	主な意見と検討結果	3
3	求められる町会連合会や市の取組	7
4	持続可能な町会運営の実現に向けて	8
■	資 料	9

1 検討の背景と趣旨

(1) 町会の現状と課題

地域コミュニティは、多様な主体から構成されていますが、その中心は町会です。

町会は、地域住民にとって身近な存在であり、日々の暮らしを支える重要な役割を担っており、町会のなかの区や班といった小さなコミュニティが機能することにより、安全・安心で住みよい地域づくりにつながっていくものです。

しかしながら、町会では、活動に参加する住民の減少、担い手不足などによる町会組織や活動の持続可能性の低下への危機感が一層高まっています。

また、人口増加や高度経済成長の時代に多くの町会が設立されましたが、現在は、人口減少が進むなど社会経済情勢が大きく移り変わっていることをふまえ、町会運営や活動についても、時代に合った形へ転換する時期に来ているものと考えられます。

(2) 市の取組

函館市では、町会の自主的な活動を促進するための町会交付金や、町会活動の拠点となる町会館の整備費を一部補助する町会会館建設費補助金、夜間の交通安全や犯罪の防止などのため設置される街路灯の設置費や電灯料に対する補助など、町会に対する財政支援を行っています。

また、令和3年3月に「町会活性化に向けた基本的な方向性」（以下「方向性」という。）を策定し、町会の自主性や主体性を尊重しながら、町会の活性化に向けた各種取組を進めています。

この方向性に基づき、町会の主体的な取組を支援する町会活性化モデル事業や、若い世代に向け町会活動を発信する町会活動PR促進事業の実施、役員の負担を軽減し、円滑な町会運営を図るための標準運営マニュアルの作成など、町会連合会と協働しながら、取組を進めています。

(3) 課題の深刻化

町会、町会連合会および市は、この方向性に基づき、町会活性化の取組を進めていますが、各町会の実情は様々で、活性化に取り組むことが難しい町会もあります。

町会が抱えている課題として、人と人とのつながりの希薄化、会員数の減少、役員や運営のなり手・担い手不足、役員の高齢化があげられますが、特に、役員の高齢化やなり手不足、町会活動に関わる人材の固定化、これらに伴う役員の業務負担の増加が深刻化していることがうかがわれます。

一方で、町会のみが担う役割ではないものの、防災・備災や高齢者・子どもの見守りなどの地域課題は、多様化・複雑化してきており、町会だけで対応することが難しくなっています。

特に、函館市は、全国に比べ、人口減少や高齢化が早く進んでおり、今後さらに後期高齢者の増加に伴う見守りなどの重要性が増すなか、町会活動の中心を担っている前期高齢者は、定年延長などにより町会活動に関わる時間が確保できず、担い手不足に拍車がかかっていくものと考えられます。

(4) 本書の趣旨

このような現状を踏まえ、令和4年7月に本検討委員会が設置され、持続可能な町会運営に転換するために必要な取組や支援等について議論を重ね、検討結果について本検討委員会の意見を取りまとめました。

2 主な意見と検討結果

町会運営・活動の担い手の負担感を軽減し、持続可能な町会へ転換するための手法について、3つのテーマ（業務のスリム化・方法の見直し、なり手・担い手の確保、近隣町会との合併）に分けて検討しました。

(1) 業務のスリム化・方法の見直し

① 委員から出された主な意見

町会自身に取り組んでいく内容
【業務のたな卸し】 <ul style="list-style-type: none">○アンケートなどにより住民ニーズを把握する。○役員が業務の評価と仕分けを行う。○他町会との交流，意見交換を行いながら業務を比較する。○年間業務マニュアルを作成し，業務全体の把握と無駄の発見に繋げる。
【集金】 <ul style="list-style-type: none">○現金以外の支払方法を選択できるようにする（振込や自動引き落とし，電子決済などの導入検討）。○複数の町会が合同で集金人を雇い，会費を集める。
【デジタル化】 <ul style="list-style-type: none">○回覧板などのデジタル化を行う。○若い人や子どもを講師として，パソコンやスマートフォンなどの利用方法の研修を行う。○LINEを活用して，情報共有や情報発信を行う。○会館にWi-Fiを設置する。○複数の町会が合同で，情報発信を行う。
【組織のスリム化】 <ul style="list-style-type: none">○業務のスリム化をしたうえで専門部の統合を行う。
【役割・位置付けの見直し】 <ul style="list-style-type: none">○ニーズがある活動と地域の団体をコーディネートする役割へ転換する。

取組を進めるうえでの問題点

【業務のたな卸し】

- たな卸しを町会だけで行うのは難しい。
- 行政などからの依頼業務が多いため、行政側の見直しも必要である。

【集金】

- 集金は安否確認（見守り）も兼ねている。
- 現金以外の支払方法は、回収率が悪くなる。
- 自動引き落としは、振込手数料の負担が大きい。
- 電子決済は、高齢者には難しい。
- 複数町会合同での集金は、会費の違いや月払いなどに対応できるかなど課題が多い。

【デジタル化】

- デジタル化の進め方がわからない。
- 10年程度は電子媒体と紙媒体の併用になり負担が増す。

【組織のスリム化】

- 専門部の統合だけを行うと、役員の負担が増えるだけである。

【役割・位置付けの見直し】

- コーディネーター役への転換は、高齢役員には難しく、また、連携できる地域の団体がわからない。

② 検討結果

町会活動や運営を持続可能なものにしていくためには、運営や活動の中で過重な負担となっているものや参加人数が少ない事業があれば、随時見直しを行うなど、今の状況に対応していく必要があります。

また、町会活動の一部をデジタル化し、対面での会議等にかえて非対面を取り入れることにより、業務負担の軽減や新たなサービスの提供が可能となるほか、SNSによる会員や地域に向けた情報発信や、回覧板のデジタル化の検討を進めていくことも必要と考えられます。

さらに、多様化する住民ニーズに対して、町会だけで取り組むことは困難な状況になっていることから、地域の団体等との連携・協力がますます重要となり、地域コミュニティ全体として対応できるよう、町会がコーディネーター、マッチングする役割へと転換を図ることも、地域コミュニティの機能を維持するうえで、ひとつの方法であると考えます。

(2) なり手・担い手の確保

① 委員から出された主な意見

町会自身に取り組んでいく内容
<ul style="list-style-type: none">○NPOや学校、企業などに町会活動への参加を依頼する。○未加入者や区域外に居住している人も活動に参加できる仕組みをつくる。○地域貢献に意欲的な人材（高齢者大学受講者等）を活用する。○子どもや若い世代に活動の一部を任せる仕組みをつくる。○具体的な業務内容や所要時間等を提示し、人材を確保する。○活動を手伝える人を広く募集する。○町会の中で、人材交流・流動化・ノウハウの共有を図る。○全てをボランティアではなく、作業に見合った対価の観点も取り入れる。
取組を進めるうえでの問題点
<ul style="list-style-type: none">○担い手となる若い世代向けの活動が少ない。○新たな人材を排除する傾向が強い町会もある。○役員の知り合いなど、狭い範囲でしか人材を探さないことが多い。○「担い手」という言葉の責任が重く、敬遠されがちである。○活動費の支給や業務の外注は、運営費の無駄遣いと会員から指摘される。

② 検討結果

なり手・担い手の確保の方法としては、限られた役員や会員だけではなく、より多くの方々が無理なく参加しやすい環境づくりが必要です。

例えば、子どもや若い世代に活動の一部を任せる仕組みや、具体的な業務内容等の提示によるお手伝いしてくれる方の募集などのほか、未加入者や区域外の住民でも活動に参加できる仕組みや、町会活動に有効なスキルを有する人材に関する町会間での情報共有なども考えられます。

また、企業や学校など様々な主体と積極的につながり、活動を支える新たな担い手として連携したり、若い世代が参加しやすい事業を実施するなど、緩やかなつながりをつくることで、多くの住民が参画し開かれた運営を目指すなど、町会側の意識改革も重要となってきます。

さらには、近年、デジタル化の進展に伴って、SNSを活用した新たな人とのつながりが増えていることから、町会も積極的にSNSを取り入れ、時代に合った新しい人とのつながり方を模索していく必要があります。

(3) 近隣町会との合併

① 委員から出された主な意見

町会自身に取り組んでいく内容
○合併ありきではなく、町会同士の事業連携やホールディングス化なども検討する。 ○役員での合併手続きが難しい場合、行政書士などの外部人材を活用する。
取組を進めるうえでの問題点
○合併することで、活動範囲が広くなり業務が増える。 ○合併は、町会名の決定、町会費の相違、役員感情など難しい問題が多い。 ○合併は、関係町会の事情が様々なので、ケースバイケースの対応が必要となる。 ○ホールディングス化は、業務が増える側面もある。

② 検討結果

人口減少が進む中、業務のスリム化・方法の見直し、なり手・担い手の確保に努めても、会員減少などにより、単独で町会を維持していくことが困難となり、近隣町会との合併が地域コミュニティを維持するための選択肢となる場合もあります。

しかし、町会の合併は、町会名やこれまでの歴史、町会費や活動内容などの調整事項が多く、また、合併に向けた合意形成も慎重に進めていく必要があります。合併手続きについては、マニュアルの整備や行政書士など外部人材を活用することも円滑に進めるうえで必要になってくるものと考えます。

また、合併のみを前提とした検討ではなく、連合体による運営（ホールディングス化）や町会間での事業連携など、様々な選択肢を検討し、取組を進めることにより、将来的に合併しやすい環境を整えていくことにつながっていくものと考えられます。

3 求められる町会連合会や市の取組

持続可能な町会へ転換するためには、町会の取組と町会連合会や市による支援の両方が必要です。

まず、町会組織や活動の持続可能性を高めるためには、何よりデジタル社会への対応を早急に進めていく必要があります。そのためには、町会運営のデジタル化が欠かせませんので、機器の整備や講習会の開催など、各町会においてデジタル化を推進しやすい環境づくりを集中的に支援する必要があるものと考えます。

また、町会の業務負担を軽減するためには、業務のたな卸しを行ったうえで、必要性やニーズの低い業務や事業を見直すことなどが必要ですが、見直しにあたっては、町会単独で行うことが難しい場合もあることから、町会連合会など外部人材によるアドバイスやサポートといった人的支援を行うとともに、行政などから町会へ依頼している業務の見直しも欠かせないものと考えます。

さらに、単町会だけで各種活動に取り組むことも難しくなっていることから、今後は、町会同士あるいは地区単位で連携・協力して、事業を実施することも必要となってくるものと思われませんが、そういった取組を進めるにあたって、町会連合会の役割は、より一層重要となることから、町会連合会の運営強化も図っていく必要があります。

次に、現在の町会交付金制度は、町会館の有無に関わらず世帯割や組織割が交付されていますが、会館維持に要する経費についても配慮する必要があります。

このほか、町会合併やそれに伴う会館の解体などについても支援を検討する必要があります。

最後に、町会のなかには、町会館を地域の子どものための学習の場として開放するなど、新しいアイデアをもとに、新たな活動に積極的に取り組んでいる町会がありますので、このような町会を後押しするような支援策があれば、積極的な活動を行う町会が増え、市内全体の町会の活性化を促進できるのではないかと考えます。

4 持続可能な町会運営の実現に向けて

持続可能な町会運営の実現に向けては、町会、町会連合会および市の3者が協力し、さらには地域の様々な主体を巻き込みながら、各種活動に取り組んでいくことが欠かせないものと考えます。

また、町会の置かれている状況は、各町会によって異なっているので、すべての町会が一樣に取り組むのではなく、それぞれの地域性や規模などの事情を踏まえ、自らの町会にあった取組を進めていくことが必要と考えます。

町会活性化の取組を進め、活動の幅を広げていく町会もあれば、たな卸しなどを行い、活動内容を精査し縮小する町会、また、単独での維持が難しいため事業連携や合併を模索していく町会も出てくるものと考えますが、町会が抱える課題を解決するための特効薬はなく、一つひとつの取組を着実に進めることで、持続可能な町会に転換し、市民一人ひとりが幸せとなり、誰もが安全・安心して暮らすことができるまちとなるよう、みんなで未来へとつなげていくことを期待します。

■ 資料

- 1 函館市持続可能な町会運営に関する検討委員会設置要綱... 10
- 2 函館市持続可能な町会運営に関する検討委員会委員名簿... 11
- 3 函館市持続可能な町会運営に関する検討委員会開催状況... 11

1 函館市持続可能な町会運営に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 持続可能な町会運営について検討するため、函館市持続可能な町会運営に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、持続可能な町会運営について検討し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

(委員等)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体の推薦する者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 委員は、第2条に掲げる事務が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に、委員長および副委員長各1人を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、市長は、必要に応じ、委員を招集し委員会の会議を開くことができる。
- 6 会議は、書面にて開催することができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民部において処理する。

(謝礼)

第8条 委員が委員会の会議に出席したときは、予算の範囲内で謝礼を支給する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月10日から施行する。

2 函館市持続可能な町会運営に関する検討委員会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	推 薦 団 体 等	備 考
石郷岡 聖	函館弁護士会	
上野山 夕子	函館市町会連合会	
奥平 理	国立大学法人北海道教育大学函館校	委員長
菊池 幸恵	独立行政法人国立高等専門学校機構 函館工業高等専門学校	副委員長
酒本 宏	株式会社 GLOCAL DESIGN	
中村 馨	函館市町会連合会	
中村 和代	公募	
丸藤 競	函館市地域交流まちづくりセンター	

3 函館市持続可能な町会運営に関する検討委員会開催状況

回数	開催日	議題
第1回	令和4年(2022年) 7月15日(金)	【議事】 (1) 委員長および副委員長の選任について (2) 検討委員会の今後の進め方について (3) 現状および町会の維持に関わる課題について (4) 検討事項について
第2回	令和4年(2022年) 8月24日(水)	【議事】 (1) 前回発言要旨の確認について (2) 検討事項について(2回目)
第3回	令和4年(2022年) 10月3日(月)	【議事】 (1) 前回発言要旨の確認について (2) 検討事項について(3回目)
第4回	令和4年(2022年) 11月18日(金)	【議事】 (1) 前回発言要旨の確認について (2) 持続可能な町会運営に関する検討委員会とりまとめ(たたき台)について
第5回	令和4年(2022年) 12月26日(月)	【議事】 (1) 持続可能な町会運営に関する検討委員会とりまとめ(案)について